

令和 2 年 9 月 教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和 2 年 9 月 3 日（水） 14 時 00 分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	池松教育長、廣田委員、浦川委員、小松委員 黒田委員 森委員
出席職員	島村政策監、林田教育次長、桑宮総務課長、松山県立学校改革推進室長、上原教職員課長、加藤義務教育課長、狩野高校教育課長、宮崎特別支援教育課長、立木生涯学習課長、草野学芸文化課長、松崎体育保健課長、大場義務教育課人事管理監、山崎高校教育課人事管理監、山崎生涯学習課企画監、岩橋体育保健課体育指導監、渡邊長崎図書館長
開 会	<p>(池松教育長)</p> <p>ただいまから 9 月定例会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。議事録署名委員は廣田委員、森委員の両委員にお願いをいたします。</p>
前回議事録承認	<p>次に 8 月定例会の議事録は各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(池松教育長)</p> <p>御異議ないようですから、前回の議事録は承認することといたします。それでは各委員、御署名をお願いいたします。</p> <p>本日、提案されている議題等のうち、教育長報告及び協議事項(1)につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(池松教育長)</p> <p>御異議ないので、そのように進めていきます。</p> <p>では、定例教育委員会の冊子 1 について審議いたします。</p>

報 告 ( 1 )

報告事項 ( 1 ) について、説明をお願いします。

(大場義務教育課人事管理監)

冊子 1 の 1 ページ、報告事項 ( 1 ) 「令和 3 年度公立小・中学校管理職員選考第一次試験の結果について」、御報告をいたします。

第一次試験は、令和 2 年 8 月 1 日に長崎県教育センターにおいて実施いたしました。選考方法は校長が論文と勤務実績、教頭が筆記試験、論文、勤務実績であります。選考に当たっては、合計点の上位の者から合格といたしております。

それでは、選考結果を説明いたします。ただいま、お配りいたしました別紙配布資料、令和 3 年度長崎県公立小・中学校管理職員選考試験データ小学校校長候補の資料を御覧ください。

表紙を 1 枚お開きください。表の見方ですが、表 1 行目の一番左から順位、採点時に利用した仮の番号、当人が受験申請のときに受けた受付番号、そして市町名等の順で項目があります。職名の欄ですが、教頭以外の職名は市町の教育委員会に所属している者の職名であります。右端から 2 番目が合計点であります。その内訳がその横にあります論文、教育長評価、勤務評価、そして実績をその表に表しております数字を満点として集計しております。満点は 3 2 0 点満点となります。この合計点の高い順に並べて、お示ししております。小学校校長の一次合格予定者数は 9 0 名です。1 枚開いていただいて、2 枚目の下の方の順位の 9 0 番目を見ていただきますと、その者の合計点が 1 9 9 点となっております。合計点の欄を見ますと、同点の者が次のページの順位の 9 6 番目までおりますので、ここまでの 9 6 名を一次合格といたしました。

次に中学校校長であります。中学校校長の冊子を御覧ください。一次合格予定者数は 2 6 名です。表紙を 1 枚開けていただくと、順位の 2 6 番目を御覧ください。この者の合計点が 2 1 2 点であります。以下、同点がありませんので、2 6 番の者までを一次合格といたしました。

続いて小学校教頭です。小学校教頭の冊子を御覧ください。その表の見方につきましては、先ほど校長でお話したとおりのものでございます。小学校の教頭ですが、一次合格予定者数は 1 0 1 名です。2 枚開いていただいて、3 枚目の上の方の順位に 1 0 1 番目の者が合計 1 9 3 点であります。以下、同点がありませんので、1 0 1 番目までを合格といたしました。

最後に中学校教頭です。中学校教頭の冊子を御覧ください。一次合格予定者数は 5 9 名です。1 枚開いていただいて、2 枚目、中ほ

どより上の順位に59番目があります。この合計点が196点ですが、その下の合計点を見ますと、同点の者が60番目までありますので、ここまでの60名を一次合格といたしました。

定例教育委員会冊子1ページにお戻りください。小中学校をまとめた一次試験の選考結果ですが、校長試験には275名、教頭試験には285名が出願し、一次合格者は校長が122名、教頭が161名となりました。そのうち、女性合格者は校長が14名、教頭が22名の合計36名で、昨年より13名増となっており、ここ4年間の合格者数でも群を抜いた結果となっております。このことは、確かな力量を有した優秀な女性教職員が現場の教頭として活躍していたり、教頭試験を志願していたりすることのあらわれと捉えております。この女性管理職員につきましては、本年度の教頭志願者が35名で、昨年度の34名から1名の増加となりました。昨年度同様、安定した志願者数を得ることができていることにつきましては、女性管理職員の再度の転居を伴う異動は原則としてしないこと、これまで3年間であった名簿登載期間を廃止したことなどの制度変更を管理職に推したい力のある女性職員に、校長等が粘り強く語り続けてきたこと。そのことによって、家庭の状況等に影響を受けやすい女性職員が、前向きに捉え、受験する意思を固めることにつながっているためと考えております。

女性管理職の増加は、重要な課題でありますので、県教委、市町教委、そして校長と意を1つにして引き続き粘り強く取り組んでまいります。今後の予定ですが、二次試験である面接を10月1日から県庁行政棟3階及び7階の2室体制で実施をいたします。最終的な名簿登載予定者数は校長が97名、教頭が133名としております。なお、二次試験の結果につきましては12月上旬に通知する予定にしております。以上、報告といたします。

(池松教育長)

ただいまの説明について、御質問等ございませんでしょうか。

(廣田委員)

登載予定者というのは、最終合格者と考えていいのでしょうか。

(大場義務教育課人事管理監)

そのとおりでございます。

質 疑

(廣田委員)

受ける人にとって、最後に何人ぐらい合格するかわかっているのでしょうか。一次合格者が、例えば校長でいくと半分より少し少ないぐらいですね。そして、122人から97人になるということは、25人が落ちるということになります。何倍の倍率を受けて通ってきているのだということにはわかっているのでしょうか。

(大場義務教育課人事管理監)

倍率も最終的な内定者数も伝えてはおりませんので、受験者については、このことは知り得ていないということでもあります。

(廣田委員)

それは秘密にするようなことなのでしょう。受ける側からいったら、今年は何ものすごく多いから諦めようなど、それがいいことか悪いことかわかりませんが、事前に何人ぐらい採るようなことぐらいはわかっていた方がいいのではないかと単純に思いました。

(大場義務教育課人事管理監)

教員採用試験と比較というわけにはいかないのかもしれませんが、教員採用試験は人数や教科によっても何人採用するというのに対して、管理職選考試験は名簿登載者が、その年に任用するというのでもないということも1つの理由として考えております。また、受験後、不合格になるということは自分自身や仕事ぶりを全否定されたようで非常にダメージが大きいということもあって、倍率等を知らせることで不合格になった者の心の動揺や、今後の受験意欲の低下につながるということ、ある意味ではシークレットにしているところがあります。

(廣田委員)

こういう選考試験というのは、公表してやっていくものから、ある意味、秘密にしなくてもいいことであれば、例えば、登載予定者数は100名程度やあるいは90名程度など、それは逆に増えてもいいのではないかと思います、それぐらゐのことは、受ける側としては知っておいた方がいいのではないかと思います。その辺はどうですか。

(大場義務教育課人事管理監)

おっしゃる部分も理解するところではありますが、先ほど申した

とおりであります。また、今日、ここに御報告をいたしておりますので、ここではもう公表になっているという状況として捉えております。

(池松教育長)

ほかにございませんか。

(浦川委員)

お尋ねは、3番にある受験状況の30年と31年の教頭受験者の女性の数を教えていただけませんか。

(大場義務教育課人事管理監)

30年が31名です。そして31年が22名であります。

(浦川委員)

ありがとうございます。この問題について毎回お願いしたり要望したりしていますが、小学校教頭だけの問題を考えたときに、前回申し上げたとおり、小学校教頭の登用率は全国で最下位でした。九州では長く最下位だったとは思っていましたが、まさか全国で最下位だとは思いませんでした。この認識をどのように考えておられるのかを聞く前に、問題点を幾つか考えたいのは、県でやっているまち・ひと・しごとの議論の中で、県外流出人口において、女性の流出が男性を超えたということは、なぜ長崎県の女性が男性よりもはるかに多く県外に流出しているのかということと考えたときに、もしかしたら女性があまり大事にされていないのではないのでしょうか。その顕著な例が管理職登用だろうと思います。長崎県に魅力を感じないで、優秀な人ほど県外に出て行っているのではないのでしょうか。各職種において、そういう環境を作っていないと、不妊治療をどうのこうのという話で、魅力で引き留められる話ではありませんし、めぐり合いでやれるものでもありません。もっと根本的なところで、できることから各組織、団体で改善をしていって、引き留めていく環境を作らないといけないのではないのかというのを、つくづく感じました。総合的に判断したときに、やはり、教育行政の中で教頭受験者を増やさないと管理職数は上がりません。先ほどの説明の中に、安定した受験者数を維持しているという言葉がありました。前回、50名を目標とすると確認したところですが、先ほどから言っている31名、22名、35名と30名ぐらいで安定して最下位を維持するのかと、心配になります。当事者で行政の中核

におられる皆さんたちが、方法論をきちんと持っていけばできるはずだと思います。県が市町に対してなかなかできないところもあると言うのかもしれませんが、他県はできています。同じ条件ですから、もう少し施策の具体的な推進を打ち出してほしいです。どのように期待していけばいいでしょうか。

(大場義務教育課人事管理監)

鋭意、検討を重ねているところですが、他県での状況を鑑みますと、まだ長崎県として取組をどのようにプラスアルファしていくかは、再度、検討したいと思っております。ただ、一次合格者の数字を見ていただいても、その地道な努力は少しずつ前に向いていると感じているところです。20名内であったのが、今年は30名と36名で二次試験に臨むということについては、このこと1つとっても先に進んでいることだと思っております。志願者をまず50名ということで、ここ2年ほど市町教育委員会と確認をしているところですが、35名までしか至ってないところは事実でありますので、まだ努力が足りないと判断しております。

(浦川委員)

おっしゃるように、やはり受験者数を増やさないと増えません。教頭受験者数を増やさないといけません。増やすためにどうするかという具体的な施策を持っていないと、現場に任せっぱなしでは現場そのものからあがってきません。手を打たないといけないと思います。ぜひ、総力で考えて検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

(池松教育長)

女性管理職だけでもありませんが、今まで改善した点、例えば、希望降任や、降任したあとも再受験しなくてもいいとか、先ほどの転勤の話もあると思います。今現在、対応しているものを幾つか御紹介できるものがあれば、お願いします。

(大場義務教育課人事管理監)

実際の方針につきましては、履行を確実にしているところです。例えば、女性管理職の再度の転居を伴わないことにつきましては、昨年度決めたところですが、そのときにもう既に他市町に出ていた者は、主勤地に戻しております。希望降任後の試験によらず再昇任できるということも実施しております。今のところ女性で降任をす

報	<p>るといふ者はおりませんが、一定、女性が管理職になることの障害の改善は、進んでいるのではないかと考えております。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>御指摘のとおり、特定事業主行動計画でも管理職を16%にするという目標に達していませんので、それぞれ県立、義務で状況も違いますが、要は女性が活躍するという事だけではなくて、そこは働き方改革も含めて、男性、女性なく能力ある人が昇任できるようなシステムを作っていくかといけないと思ひますし、浦川委員が従前から御指摘のように、社会的ハンディキャップというのが、女性にまだあると思ひます。そういった意味で女性のハンディキャップをどう薄めていくかという施策は、行政として打っていくかといけない部分があると思ひますので、よろしくお願ひします。</p> <p>ほかにございませぬか。</p>
告(2)	<p>特にないようですので、続いて報告事項(2)について説明をお願ひします。</p> <p>(山崎高校教育課人事管理監)</p> <p>2ページをお願ひいたします。報告事項の(2)「令和3年度県立学校校長・副校長・教頭選考試験の実施について」、御報告をいたします。</p> <p>1の出願資格につきましては、校長、副校長が教頭、またはこれに準ずる職に本年度末において3年以上の経験の有する者、教頭が同じく本年度末において、教職員として10年以上の経験の有し、年齢が43歳以上の者でございませぬ。</p> <p>2の出願状況につきましては、校長・副校長が33名で、そのうち女性が2名です。教頭は63名で、そのうち女性が11名です。昨年度と比較しますと、校長・副校長志願者は減で、教頭は昨年度と同数です。女性の数は校長・副校長は昨年度と同数、そして教頭は3名増加してあります。今後の選考につきましては、3番の項目にありますように、校長・副校長・教頭ともに一次試験の課題論文を審査した後、二次試験の面接を12月に実施をいたします。以上です。</p>
質 疑	<p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの説明について、御質問ございませぬでしょうか。</p>

(廣田委員)

教頭の、教職員として10年以上の経験を有しというところまではわかりますが、年齢が43歳以上の者というのは、いつから、こういう規定になったのでしょうか。昔は、30代の教頭先生もいたと思います。時代に逆行しているのではないかと思います。年齢が上がっていくというのは、定年が伸びるという前提でこうやっているのでしょうか。以前、黒田委員もおっしゃいましたが、優秀な若い人材をもう少し早く教頭にした方がいいのではないかと思います。そういう気持ちが強いです。どういう意味で43歳以上になっているのでしょうか。

(山崎高校教育課人事管理監)

43歳以上としておりますのは、平成22年度に任用する管理職の推薦要件として、43歳以上というのを設けております。そして、この43歳というところは、新規採用から職員の場合、学習指導や生徒指導など専門性を高めていき、そして副主任や主任等を経験してミドルリーダーや組織のリーダーとしての経験を積んでいくことになるかと思います。年数で言いますと、それが1つの目安として20年ぐらいの経験ということになってくるかと思います。それで新卒から考えてみると、43歳という年齢を考えているところと思います。

ただ、10年の経験というところでいきますと、そこは現在、大学の新卒ではなく、講師や民間企業での経験を経て、採用というケースも多く、採用時の平均年齢も上がってきております。現在、30歳を過ぎるような形になっておりますが、そういった場合、さまざまな経験を既に積んでいるという場合などもありますので、そういうところを踏まえますと、20年の経験が必要でないというケースも出てくるかと思います。ただ、43歳という年齢設定につきましては、社会に出て、教職員としての経験を20年ぐらい積んでいくということかと思えます。

(池松教育長)

義務の管理職選考試験のときにも、3年以上、10年以上や43歳などの御質問が出ていましたので、後でまとめてデータをお配りして、御説明したいと思います。

出願資格以外で何か御質問があれば今、お受けしたいと思います。



<p>報 告 (3)</p>	<p>(黒田委員) 登載予定者は何名ですか。</p> <p>(山崎高校教育課人事管理監) 今の時点で、最終的な合格者を確定している数字で何名ということはまだ決定はしておりません。ただ、定年退職者の数、それから人事異動予定等を考慮しまして、例年、過去の実績を見ますと校長・副校長、教頭それぞれ10数名程度が最終的な合格となっております。</p> <p>(池松教育長) ほかにありませんか。 ないようでしたら、先ほど申し上げたとおり、出願資格については、またデータをお示ししながら御説明したいと思います。 続いて報告事項(3)について説明をお願いします。</p> <p>(宮崎特別支援教育課長) 冊子1の3ページ、報告事項(3)「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会第5回会議について」、御報告をいたします。 第5回会議については、関連する諸課題への対応を協議題として、先月の19日に開催をいたしました。2の会議内容といたしましては、(1)学校外の人材や関係機関等との効果的な連携及び地域におけるネットワークづくりについて、(2)障害のある児童生徒への生涯学習支援、活躍の場の拡大、(3)社会に開かれた特別支援教育を推進するための積極的な情報発信についての3項目を大きな柱として、事務局より現状と課題を説明し、今後の方向性について協議を行いました。委員からの主な意見の内容につきましては、資料に記載してあるとおりでございます。なお、9月30日に予定しております第6回会議におきましては、これまでの5回の会議で協議した内容について総括し、障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会としての報告書(案)について協議をしていただく予定としております。その内容については、次回の教育委員会で御報告させていただきます。以上で報告を終わります。</p>
	<p>質 疑</p>

(廣田委員)

私は脳梗塞で入院した人をお見舞いに行きリハビリに立ち会って、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士の対応をそばで見たことがあります。これは非常に効果があります。1カ月ぐらいすると、そういう人たちが立ち直ってきちんと話していけるようになったり、歩いていけるようになったりします。そういうことから考えていくと、特別支援学校の中にこういう専門家を入れるということは非常に大事なことだと思います。資料の真ん中に、回数についてはある程度の頻度が必要であると思う、各校への派遣頻度を増やすことを検討してほしいとあります。こういう予算というのは、ある程度、特別支援学校の中で計上されているのでしょうか。外部の専門家を呼ぶことは必要なことだと思いますので、予算がなければ、その予算的な措置が必要だと思いました。これはどうなのでしょう。

(宮崎特別支援教育課長)

県の予算として、年間170万円ほどを計上して、その中から各学校に令達を行い、実施をしていただいているという状況でございます。

(廣田委員)

計上してあればいいです。その計上された予算で足りているのかどうかですね。

(宮崎特別支援教育課長)

これにつきましては、外部専門家の数というよりも時数で計算をしております。例えば、40時間あったとして5人を入れたら、1人8時間ということになりますが、2人で担当していただくと、1人当たり20時間ということになります。時間に換算をして計上をしております。多い学校では年間50時間ほどとなっておりますので、数としては足りているかと思っております。

また、外部専門家活用につきましては、平成25年度からすべての特別支援学校において実施をしております。年々、活用事例が蓄積されておまして、1人の子どもに対する助言が、他の子どもへの対応にも生かせるようになってきておりますので、その点からもこの回数で十分、各学校足りていると認識をしております。以上です。

報 告 ( 4 )

( 廣田委員 )

予算的に足りているのであれば、いいと思いますが、非常に大事なことだと思いますので、今、おっしゃったように活用事例を、いっぱいためて、他の学校でも活用できるようにぜひやってほしいと思います。

( 池松教育長 )

ほかにございませんか。

特にないようであれば、続いて報告事項 ( 4 ) について、説明をお願いします。

( 立木生涯学習課長 )

冊子 1 の 5 ページを御覧いただきたいと思います。

離島に住む小学生を対象として、本年度から行っております新規事業、「しま『ミライ』応援事業」を 8 月 1 8 日から 2 0 日の 2 泊 3 日で実施いたしましたので、その御報告をいたします。

本事業は、資料の 1 に示す目的のもと、2 に示す、しま地区の 5 市町から 4 0 人の定員で実施する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため、定員を半減して募集し、3 の ( 2 ) の表にお示ししているとおりに、対馬、壱岐、五島の 3 市から計 1 3 名の児童が参加いたしました。主な行程と活動の様子を次の 6 、 7 ページにおつけしておりますが、子どもたちは地元で根差して活躍する企業の方からの講話であるとか、あるいは体験活動等を通して、地域で根差して活躍する方々のふるさとを思う気持ちや、あるいはチャレンジする精神などに触れ、ふるさと長崎県の魅力を再発見したり、自分たちに何ができるかを考えたりする機会を得ることができました。また宿泊した佐世保青少年の天地では、見学地での出会いや、体験に基づいた子どもたちの意見交換会を 2 日間にわたって行い、自分たちの過ごす、しまの未来のために自分にできること、あるいは挑戦したいことについて、考えを深める機会を設けました。子どもたちからは「自分のしまだけではなく、ほかのしまの魅力や課題もたくさん見つけることができた」、「みんなと真剣にしまの未来について考え、意見を出し合い楽しかった」、「これからは自分を信じ、挑戦できる人になりたい」などの意見が出され、本事業が目的としているしま地区でのリーダーの育成につながる取組になったと考えております。

私も一部行程に同行し、子どもたちの様子を見てまいりましたが、本当に、各見学地で意欲的に目を輝かせて見学している様子や、あ

質 疑	<p>         るいは意見交換の場では、本当にしっかりと自分の考えを持って意見発表している姿が、とても印象に残っております。今後とも体験交流活動を通した子どもの豊かな心や、社会性への育成、ふるさと長崎県の魅力を再認識する取組を推進してまいりたいと考えております。以上です。       </p> <p>         (池松教育長)          ただいまの報告につきまして、御質問等ございませんでしょうか。       </p> <p>         (黒田委員)          この「しま『ミライ』応援事業」は、小学校高学年で実施されるという新規事業で大変すばらしい事業だと考えます。このコロナ禍ということで、40名を20名に絞られたということですが、実質の参加者は13名ということの認識でよろしいのでしょうか。       </p> <p>         (立木生涯学習課長)          そうでございます。20名程度という形での募集をして、結果的に参加してくれた児童が13名ということになります。申し込みはもう少しありましたが、直前に少し微熱があるということで控えられたり、あるいは感染の拡大で同居している高齢者の方がおられるからということで、遠慮した子どもたちもおりましたので、結果的には13名ということになります。       </p> <p>         (黒田委員)          今は仕方ないのかもしれませんが、せっかくの事業ですから、通常であれば40名程度の参加をいただいて、しっかり実施をして、継続していただきたいと考えております。       </p> <p>         (池松教育長)          ほかにございませんか。       </p> <p>         (小松委員)          今、黒田委員が人数の件について言われましたが、一旦減ってしまうと、なかなか大変です。ですから、確かに今年は例年がないコロナの問題がありますのでいたし方ないと思いますが、これが常態化しないように、ぜひともお願いしたいと思いますし、それから小値賀、上五島からは残念ながらゼロという状況なので、やはりゼロと1では、また全然違いますので、そういうことで頑張っていただ       </p>
-----	---

きたいと思います。

質問ですが、この受け入れをしていた企業や団体がございますが、それは毎年変わっていくのでしょうか。それとも、ここがずっとやっていたところなのでしょうか。

(立木生涯学習課長)

本年度からの事業であります。今年度は主に県北地域ということで実施しております。今後は3年間の事業予定で計画しておりますので、県央地区や県南地区という形で、地区を少しずつらしながら考えていきたいと考えております。

(小松委員)

非常に良い催しものですが、今後の課題として何か捉えられているところあれば、教えてください。

(立木生涯学習課長)

今、課内で整理をしているところですが、まず今、小松委員からありましたとおり、当初の予定である40名をきちっと安全に、そして安心して参加していただける体制づくりを考えなければいけないというところが1つです。それから内容面では、どうしても初めての事業だということで、見学先とのコミュニケーションという部分が、何度か打ち合わせはしていますが、もう少し取っていくことで、子どもたちの求めに応じた形になるかと思えます。そういった意味で十分な準備をして、そしてきちんと体制を整えて本来の40名で、さらに2年目ということで満足いくような、そういった取組にできればと考えております。

(池松教育長)

ほかにございませつか。

報 告(5)

ないようですので、続いて報告事項(5)について、説明をお願いします。

(草野学芸文化課長)

資料の8ページになります。併せて、別冊の資料も御覧ください。報告事項(5)「県庁舎跡地における埋蔵文化財調査について」、御報告いたします。

旧県庁舎の解体工事後、昨年10月から1月にかけて、遺跡の有無や範囲を確認する埋蔵文化財調査を18カ所で実施いたしました。

た。その調査で確認されました出島側の旧県庁舎南門付近の石垣の残存状況の確認調査と、その付近での江戸時代と考えられる町家の遺構調査を5月19日から10月末の予定で現在、実施しているところです。

調査の概要について、前の電子黒板を利用して説明をさせていただきます。5月19日から実施して、現在、長さ60メートル、高さ6メートルから7メートルの石垣を検出しております。出土遺物は近世から現代にかけての陶磁器や瓦片、ガラス製品、そういったものが出てきております。現在、まだ町家のところの調査を今、実施中です。来週の9月12日土曜日に、県民の皆様にも県庁跡地を開放して現地説明会をこの時間で実施する予定にしております。よほど雨がひどくない限りは、雨天でも実施したいと考えております。当日は午前11時と午後1時30分からの2回、文化財保護主事による発掘調査の説明会を実施することとしております。

これが県庁の跡地で下が出島側、上が県庁の玄関側になります。今、調査しておりますのは、この南門から入った右手側、このガソリンスタンドの裏のところになりますが、赤でラインをしたところが、現在、石垣が検出されているラインになります。黄色の部分が町家の遺構が残っていないか調査をしている部分です。

少し見えにくいですが、石垣がこういった形で、ラインが出てきておまして、この赤の丸で囲んだ部分は、戦時中の住宅の遺構、そういったものが、検出をされております。黄色の数字は、皆さんのお手元の写真の番号になりますので、併せて御覧ください。

石垣を少し斜めから見た状態の写真です。こういった形でここは2段になっています。ここも2段になっていたりします。ここの真ん中辺は少し崩れたりしておりますが、四角い石であったり、丸い石であったり、ここは小さい石であったりと、何回も積み替えが行われた状況を伺いとることができます。

全容を横から撮った写真です。右が東側、左が西側になります。南の方から撮った写真です。真ん中付近は少し崩れています。この辺の石垣の四角いのは、明治以降、造成されてつくられた新しい石垣です。こちらは2段になっていることがわかります。

これは南門入ってすぐ右手側、西側の写真になります。一面の石垣が1本あって、貼り付ける形でもう1枚石垣があり、ここの横は通路ができた形で、ここに登れるコンクリートの石段ができています。これは明治以降のものではないかと考えております。ここはガソリンスタンドの擁壁で、ここが旧車庫のところになって、地下倉庫になりますが、そこの下の前の部分に、町家の遺構がないかを調

査しているところです。

石垣の真ん中部分になります。先ほど崩れているところがあると言ったところですが、こちらは全面2段に分かれておらず、一面、そそり立った石垣になっております。赤丸で示したこの3列のところが一番古いところになるのではないかとということで、専門家から御意見をいただいているところで、初期の根石の部分になります。ここについては後ほど、御説明いたします。

これが右側の東側の写真です。この辺の石垣は、きちんと四角に切って積み上げられておりますので、これは明治以降の造成ではないと言われております。こういったところにはアマカワという漆喰で石を塞いだようなところもありますので、これも明治ぐらいになってからではないかと考えております。

先ほどの根石の部分の拡大写真です。ここが専門家からは城郭づくりの技術が使われていると聞いています。一旦、ここに造成土で地盤を固めて、拳大の石を入れて強くした上に自然石を並べておいて、高さが同じような石で積んでいっているとのこと。これが古い技術で、1610年代の石垣づくりの技術が見られるということで伺っております。この石垣づくりの技術は安土城にも採用された技術で、石のあわせ方に近江の穴太衆の技術のような特徴的なものが見られるということで、九州にはない石工の集団が来て積んでいるのではないかとこの話を伺っております。

これは東側の石垣すぐ下の住居跡の部分です。戦時中の住宅跡と見られています。建物疎開等が戦時中に行われたということで、セメントの土間になっていることから、風呂場やそういった水回りの場所ではないかと考えています。

これも西側の石垣下の住居跡で、青いタイル等が貼られております。この辺も台所や風呂場などの水回りの場所ではないかと考えられています。

これは石垣の上の部分になります。石垣が立って、上から撮った石垣の裏手のところになりますが、そこは丸で囲んだところに、3代目県庁舎の時代に建っていた建物の基礎がまだ残っている状況で検出されております。

これは先ほどと同じく石垣の上のところで、同じような建物の遺構が出てきております。これは2代目県庁舎の建物の一部ではないかと考えております。

最後に、出土遺物です。①番は「則武 日陶」という名前が入っております。これはノリタケカンパニーリミテッドで、昭和21年に国内向けに販売された製品です。②番の「商工課2」と書かれた

質 疑	<p>分は、これは墨で書かれて火鉢の破片になりまして、戦前の県庁で使っていたものではないかと考えています。③番の黒いものですが、これは城島瓦という、久留米市で生産されたもので、戦前、良質な瓦として西日本に広く流通した瓦です。④番の耐火煉瓦は、岡山県備前市で生産された耐火煉瓦になっております。⑤番は亀山製の銘入り蓋付椀の蓋です。19世紀初頭の亀山焼と考えられています。⑥番は18世紀の波佐見焼、くらわんか椀です。これは江戸時代の「雪輪草花文丸形椀」という椀だそうです。最後に花十字文瓦が1点出土しております。これは真ん中付近の県庁4代目の盛り土を取り去る際に、2メートルぐらい掘ったところから採集したものです。花十字文瓦は十字の四方に丸い花卉状が開く文様が施された瓦で、教会堂やキリスト関係施設などに葺かれていたものと言われておりますが、がれきの中から出てきたものですので、遺跡の内容や性格を決定づける資料というものではありません。17世紀初頭のもので、外部から持ち込まれた可能性もあると考えられております。こういった出土品も展示して、県民の皆様に見ていただきたいと考えております。以上でございます。</p> <p>(池松教育長)        ただいまの説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(小松委員)        この石垣ですが、これは土の下にあったものですか。</p> <p>(草野学芸文化課長)        写真がありますように、県庁の基礎はガソリンスタンドの壁面の上まであったので、土を7メートル掘り下げて、ここまで出したというような状況でございます。</p> <p>(小松委員)        それから住宅の跡があるわけですが、なぜこの施設の横に、こんな町家みたいなものが存在したのかということについて、何か教えていただければと思います。</p> <p>(草野学芸文化課長)        出島を描いた絵図の部分にも、奉行所の前に、2階建ての商人たちが建てたような町家が絵図に残っておりますので、その当時、そこには長崎の豪商の家が、何軒かできていたのではないかと考え</p>
-----	--



報 告(6)

ております。ガソリンスタンドの横を掘ったときに、町家の基礎の遺構が一部出てきておりまして、出土品の時代を見ると1630年代などそういう時代のものが入っておりましたので、当時から町屋がそこにあったのではないかと考えております。

(池松教育長)

ほかにございませんか。

特にないようですので、続いて報告事項(6)について説明をお願いします。

(渡邊長崎図書館長)

報告事項(6)「令和2年度第1回長崎県立長崎図書館協議会の会議結果について」、御報告いたします。資料は冊子1の9ページ目でございます。

8月24日の月曜日、休館日にミライオン図書館を会場として、今年度第1回目の協議会を開催いたしました。出席は、協議会委員は10名のうち、御都合が悪くなってしまったお一人を除く9名です。

5番の概要のところを御覧ください。協議会の運営規則で委員長と副委員長は1年ごとに任期が決まっておりますので、委員の互選により長崎市立南長崎小学校の松尾校長が委員長に、そして松浦市立図書館の副島館長が副委員長に選出されました。その後は、まず長崎図書館の運営状況について御説明をいたしました。これは専ら新型コロナウイルス対策ということで、どのような対策を講じてきたかということをお説明申し上げました。その後、令和元年度の事業報告、これは主に昨年10月に開館して以降のミライオン図書館での取組を中心に御報告いたしました。また、令和2年度の経営目標及び主要事業計画等の御説明をいたしました。それぞれ質疑応答がございました。質疑終了後に、ミライオン図書館内において実際に新型コロナウイルス対策でどのような対策を講じているかということをお、現地を御覧いただきながら御説明申し上げました。質疑の中で出た主な御意見といたしましては、まず新型コロナウイルス感染症対策についてですが、特に県内の市立図書館、町立図書館との新型コロナウイルス感染症対策に関する情報共有について、どのような問合せが県立図書館にあり、こういった形で情報提供しているのかというお尋ねがございました。これにつきましては、県立図書館と市や町の図書館と情報を共有するホームページがございましたので、そちらで情報共有がなされていることと、担当者レベル、そして図

<p>質 疑</p>	<p>書館長レベルでも日ごろから連絡を取り合っているということを御説明申し上げました。</p> <p>それから障害者サービスについての御意見がございました。これは、視覚障害者等の方向けの取組について御評価くださる御意見とあわせてのものでしたが、視覚に障害をお持ちの方だけではなく、それ以外にも図書館の利障害を抱えている方はいろいろいらっしゃるので、そういった方々への取組も可能な範囲で進めてほしいという御意見でした。これに対しましては、リソースに限りはありますが、できることを工夫して検討してゆきたいと申し上げました。</p> <p>それから読書推進については、これは県立図書館の取組ということではなく、新型コロナウイルスが感染拡大している中で、読書というものについて、社会的にどのような状況にあるのかという、一般のお尋ねでございました。これに対しましては、県内の各図書館あるいは全国的な動向として、やはり読み聞かせのような集合型のイベントの開催は難しくなっていること、実施するにしても工夫を凝らしながら小規模にやっている状況であること、オンラインでの取組などがあるということを御紹介いたしました。また図書館の取組ではありませんが、SNS上などでリレー方式で本を紹介し合う取組があるといったことも御紹介を申し上げました。</p> <p>今後の予定としましては、今年度第2回の協議会を令和3年2月に開催する予定でございます。以上です。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>私は諫早市の図書館をよく利用します。そこで今、本を借りると新型コロナウイルス対策なのか、本までアルコールで拭いて貸してくれますが、果たしてそこまで必要なのでしょうか。本が逆に痛むのではないかと思います。県立図書館はどうやっているのでしょうか。</p> <p>(渡邊長崎図書館長)</p> <p>本の消毒ということだと思いますが、県立図書館では消毒はしておりません。考え方といたしましては、やはり本のダメージ、本が傷むということが理由です。アルコールで消毒するという方法をとっている図書館が、全国に何割かあることは確認できております。しかし、この方法では表紙しか消毒し得ない、つまり液体ですのでページは消毒のしようがないという問題があります。また表紙を消</p>
------------	---

毒するにしても、表紙に透明のラッピングをしている図書館とそうでない図書館があります。県立図書館はラッピングをしておりませんので、アルコール消毒をすると濡れてしまって本が傷むため、実施することができません。しかも実施したとしても表紙しかできないということで効果は限定的であるということもあります。これにつきましては、実際、県内の市立図書館等からのお尋ねもあって情報提供をしたりしておりますが、新型コロナウイルスは長崎県や日本だけではなく、世界的な現象でございますので、全世界の図書館の機関である国際図書館協会連盟でも、資料保存についての情報発信をしています。そのガイドライン等を見ましても、紫外線や液体による消毒というのは資料に対するダメージが大きいので推奨しないとされています。そういうこともありまして、当館におきましては消毒は見合わせることにしております。従いまして、一般的に言われているように、概ね72時間程度放置しておくしかないということになります。それも踏まえましてこれについては利用者の方々からお問い合わせがあった場合には、以上のように御説明して、利用中に本を触った手で顔を触るなどは、控えるようにお気をつけくださいということで御案内をさせていただいているところでございます。

(廣田委員)

私は県立図書館の対応でいいと思いますが、やはり市の図書館もいろいろ自分たちで考えながら、そういう対策をとっていると思いますが、私は本が傷む気がして、私自身では言えないのですが、諫早市などどこにも連絡協議会があると思いますので、そういう場で、そういう情報を公開していった方がいいと思いました。

(渡邊長崎図書館長)

おっしゃるとおりで、情報は共有するように努めております。ただ、それぞれの地方自治体ごとに御事情があり、ほかの県の図書館の様子を聞いていますと、市民の方から不安を感じる声が上がってくることもあるようです。合理的に考えれば、アルコールで表紙を消毒しても効果は極めて限定的なのはわかっているけれども、地域住民の方々のお気持ちを考えると、不安を少しでも和らげるという意味で、少し安心感を増すという目的で、表紙だけでもアルコールで拭いているという説明を受けたこともございます。恐らくそれはどこの自治体でも、特に利用者の方と距離が近い基礎自治体の図書館だと、やはりそういう声があった場合には、それを重く受けとめ

るといふこともおありだと思ひますので、当館といたしましては、合理的な情報を共有しつつ、あとは図書館を設置している各自治体での判断になってくると思ひております。

(池松教育長)

ほかにございませんか。

特にないようですので、以上で報告事項を終了いたします。次の議案審議から、非公開で行いますので、報道関係者の方は退席をお願いいたします。

教育長報告 (秘密会)  
協議 (秘密会)

(別紙議事録)

(別紙議事録)

午後4時14分、本日の会議を終了